以下この条において同じ。）及び法第二十九条第二項」とあるのは「担保付社債信託法第八条において準用する法第二十九条第二項」と、同項第一号イ中「方法（準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、同項に規定する事項の提供を行う信託会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法」とあり、及び同号ロ中「方法（準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、信託会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）」とあるのは「方法」と、第三十九条第一項中「信託会社（当該信託会社から法第二十二条第三項各号に掲げる業務を除く信託業務の委託を受けた者を含む。）」とあるのは「信託会社」と、同条第六項中「信託業務」とあるのは「担保付社債に関する信託事業」と、「第一号及び第二号」とあるのは「第一号」と、第四十条第四項中「信託会社は」とあるのは「担保付社債信託法第八条第一項に規定する信託会社は」と、第四十一条第三項第一号中「令第十四条第一項各号」とあるのは「担保付社債信託法施行令（平成十四年政令第五十一号）第三条第一項各号」と、同項第四号中「令第二十条第二項」とあるのは「担保付社債信託法施行令第四条第一項」と、「信託会社及び外国信託会社」とあるのは「信託会社」と読み替えるものとする。

２　法第八条において準用する信託業法第二十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、社債権者集会の決議に基づき取引を行う場合、当該受益者が当該信託会社である場合及び前項において準用する信託業法施行規則第四十一条第三項第二号ニに掲げる取引を行う場合とする。

（信託事務の承継の届出）

第十九条　法第五十三条第一項に規定する前受託会社及び新受託会社は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、その旨を金融庁長官等に届け出なければならない。ただし、企業価値担保権に関する信託業務に関する内閣府令（令和七年内閣府令第六十七号）第二十六条の規定により金融庁長官等に届け出るときは、この限りでない。

［一～五　略］

（事業報告書）

第二十五条　［略］

２　担保付社債専業信託会社以外の信託会社は、事業年度ごとに、別紙様式により作成した担保付社債に関する報告書を作成し、毎事業年度三月以内に、金融庁長官等に提出しなければならない。この場合において、銀行法、信託業法又はその他の特別の法律により提出すべき報告書があるときは、当該報告書に当該担保付社債に関する報告書を添付して、金融庁長官等に提出するものとする。ただし、法第四条の規定により法第三条の免許を受けたものとみなされる者が担保付社債に関する信託事業を営まない場合にあっては、当該担保付社債に関する報告書を添付することを要しない。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

２　法第八条において準用する信託業法第二十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、社債権者集会の決議に基づき取引を行う場合とする。

（信託事務の承継の届出）

第十九条　法第五十三条第一項に規定する前受託会社及び新受託会社は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、その旨を金融庁長官等に届け出なければならない。

［一～五　同上］

（事業報告書）

第二十五条　［同上］

２　担保付社債専業信託会社以外の信託会社は、事業年度ごとに、別紙様式により作成した担保付社債に関する報告書を作成し、毎事業年度三月以内に、金融庁長官等に提出しなければならない。この場合において、銀行法、信託業法又はその他の特別の法律により提出すべき報告書があるときは、当該報告書に当該担保付社債に関する報告書を添付して、金融庁長官等に提出するものとする。